

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

昭和50年ごろに、母親が国民年金の加入手続を行い、町内会の集金人に、両親及び私の3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。53年ごろ、近所の市役所職員から特例納付のことを聞いたので、定期預金をおろして母親に渡し、電子レンジを購入した残金に不足分を加えて特例納付してもらった。年金手帳や領収書等はないが、申立期間の保険料について特例納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納はない上、昭和53年に特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、事実、同年は第3回の特例納付実施期間中であり、その主張には合理性がうかがえる。

また、申立人は、「定期預金をおろして母親に渡し、電子レンジを購入した残金に不足分を加えて特例納付してもらった」と主張しているところ、昭和53年当時の電子レンジの定価を勘案すると、申立人がその母親に渡した金額から電子レンジの代金を差し引いた残額は、当時、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額と大きく相違するものではないと考えられることから、その母親が不足分を加えて特例納付したとの主張は不自然ではない。

さらに、申立人の両親は国民年金制度の発足当時から60歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度に対する理解も深く、保険料納付の意識も高かったものと認められる上、申立人は、現在まで続けて

いる家業を当時も営んでいたと申述していることから、生活環境は安定していたことがうかがわれ、資力の面においても申立期間の保険料を未納としておく特段の理由は見当たらない。

加えて、申立人に特例納付制度を教示したとされる市役所職員は、当時、広報広聴課長の職にあり、年金制度についても習熟していたと考えられることから、その市役所職員から教示を受け特例納付したとの申立ては信憑性が高いと考えられる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から61年3月まで

昭和51年7月に国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入しており、61年4月に第3号被保険者に切り替わるまで、付加保険料も納付してきた。付加年金を辞める手続もしていないのに、52年4月から付加保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月に国民年金に任意加入すると同時に付加年金にも加入して、61年3月まで付加年金を辞退したことは無いと申し立てているところ、事実、申立人が保管する年金手帳には51年7月1日に付加年金に加入した記載のほか、その後に住所が変更された旨の記載はあるものの、付加年金を辞退した記載は見当たらない。

また、申立人は、昭和52年4月にA市からB市へ転入しており、B市における国民年金被保険者名簿にも51年7月1日に付加年金に加入している記載はあるが、辞退した記載は無い。なお、54年4月に再度、A市に転出しているが、それ以降においても付加年金を辞退した記録は見当たらない。

さらに、B市及びA市の両市で交付されていた国民年金保険料の納付書には、付加年金加入者の場合、定額保険料と付加保険料を合計した金額が記載されていたことが確認されており、付加年金が辞退されていないにもかかわらず、申立人が定額保険料のみを納付し、付加保険料を未納にすることは考え難い。

加えて、申立人は、昭和51年7月に付加年金を含めて国民年金に任意加

入した以降、国民年金保険料のうち定額部分はすべて納付し、第3号被保険者への切替手続も適切に行われており、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで

20歳を過ぎても国民年金保険料の集金が来ないので、友人と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、20歳までさかのぼって保険料を納付した。その後は町内の役員の集金により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに友人と一緒に加入手続きを行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付して、その後は集金人に保険料を納付したと主張しており、事実、一緒に加入手続きに行ったとされるその友人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている上、当時地域に集金制度があったことも確認されていることから、記憶も明瞭であり、申立人の主張には信憑性の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の3か月を除いて、20歳から60歳までの間、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月間と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて住所の変更等、申立人の生活状況に特段の変化も見当たらないことから、申立期間の3か月間の保険料のみを未納にしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成7年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年12月1日、資格喪失日に係る記録を8年1月1日とし、7年12月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月18日から同年10月5日まで
② 平成7年10月ごろから8年2月ごろまで

申立期間①において、当時、B調理師会に会員登録し、料理屋等への紹介を受けて働いていた。個人経営の料理屋では社会保険に加入していなかったと思うが、紹介された先が社会保険に加入しているところでは、加入していたはずである。C社D食堂は、ビル内にある大きな食堂で、和食担当の調理師をしていた。勤務先から健康保険証をもらい、給与から保険料が引かれていたのを覚えているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②において、A社に板長として勤めていたのは間違いない。平成7年12月分の給料支払明細書しか所持していないが、厚生年金保険料が控除されている。この期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、当時の事業主は「申立人は、平成7年10月ごろから8年1月ごろまで勤めていたと記憶しているが、当時は2か月の試用期間を設けており、その期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていた」旨を証言していること、及び申立人が所有していた平成7年12月分の給料支払明細書により、申立人がA社に同年10月ごろから8年1月ごろまで勤務し、申立期間②のうち、7年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年12月の標準報酬月額、給料支払明細書の控除額から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険庁の当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁の記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成7年12月の保険料について、納入の告知を行っていないため、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、平成7年10月から同年11月までの期間については、申立人の後任者と思われる板長の厚生年金保険の記録も入社後2か月経過した8年4月から確認できることで、前述の事業主の証言が裏付けられ、申立人の厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人は当該事業所の退職について、「次の板長に、平成8年2月1日に引継ぎをして辞めた」と申述しているものの、前述の申立人の後任者である板長であったと思われる者に確認したが、申立人の申述を裏付ける証言は得られず、このほかに申立人の退職日を確認できる証言等が得られないことから、申立期間②のうち、平成8年1月1日から同年2月までの勤務を推認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、平成7年10月から同年11月までの期間及び8年1月から同年2月までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給料支払明細書等を保有しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成7年10月から同年11月までの期間及び8年1月から同年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人は、当時、B調理師会に会員登録し、当該調理師会から仕事を紹介され、C社D食堂に勤務していたと申し立てているところ、当該調理師会における申立人に係る求職処理簿から、申立人が、申立期間①において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所を運営していたC社Eホテルに確認したところ、「D食堂に勤務する料理人等は社員ではなく、派遣のような形態であり、厚生年金保険の加入手続は行っていないと思う」と回答しており、D食堂としては、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、料理屋、食

堂等の業種は、法人であるか否か及び従業員の数にかかわらず、強制適用事業所から除外されていたことを踏まえると、申立人を含む当該事業所に勤務していたすべての従業員が厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

このことは、当該食堂の支配人の氏名がC社Eホテルの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから裏付けられ、同名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間①において、整理番号に欠番は見当たらない。

なお、C社Eホテルが保管していた厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書にも、申立人の氏名は確認できず、その事業主により申立人に係る被保険者資格の手続が行われた事実はうかがえない。

さらに、申立人は厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給料支払明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 47 年 4 月まで

父母とも国民年金に加入しており、母親が市役所で父母の国民年金保険料と一緒に私の分も納付していたと思う。加入時期ははっきりしないが、付加年金にも入ったと聞いている。結婚してからは保険料が納付されているのに、それ以前の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が付加年金も含めて申立人の国民年金の加入手続をし、その父母の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているところ、その母親は国民年金に加入し定額保険料は納付しているものの、付加年金には加入しておらず、その父親は申立期間後の昭和 48 年 10 月に再開 5 年年金の被保険者として初めて国民年金に任意加入している。

さらに、申立人に対して、昭和 40 年 4 月に国民年金手帳記号番号が旧姓で払い出され、20 歳までさかのぼって国民年金に加入した記録はあるが、その納付記録は国民年金保険料が未納となっており、また、その資格記録は 40 年 12 月に資格喪失の手続がされている。なお、同年 12 月の資格喪失の理由は見当たらないものの、申立期間の国民年金保険料を納付したとまでは推認できない。

加えて、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和40年1月に結婚するまで叔母と一緒に住んでおり、叔母が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれた。叔母から「年金を納付しておいた」と言われ国民年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その叔母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとされるその叔母については、当該期間の保険料は昭和45年7月から47年6月まで実施された特例納付制度を利用して納付されており、その時点では、申立人は既に婚姻しその叔母とは別居している上、申立人は婚姻前に国民年金手帳を叔母から渡されていたとしていることから、申立人の申立期間の保険料までその叔母と一緒に特例納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、直接国民年金保険料の納付に関与していないため、記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間中に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 8 月 20 日から 29 年 3 月まで
(A社)
② 昭和 29 年 3 月から同年 8 月まで
(B社)
③ 昭和 31 年 (月不明) から 32 年 4 月 15 日まで
(C社)
④ 昭和 32 年 6 月 21 日から同年 8 月まで
(C社)
⑤ 昭和 34 年 3 月から同年 9 月 15 日まで
(D社)
⑥ 昭和 34 年 11 月 1 日から同年 12 月まで
(D社)

昭和 26 年 8 月 20 日から 34 年 12 月までにおける 4 事業所について、厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、納得のいかない回答を得た。

申立期間①については、A社に勤務していた。当時は就職難であったため、知人の男性が勤めていたA社を紹介してもらった。従業員は5名ほどであり、社会保険に入っていたことは間違いない。

申立期間②については、B社に勤務していた。トラックが2台ほどの会社で運転手の助手をしていた。

申立期間③及び④については、昭和 31 年から 32 年 8 月まで、C社において、トラックに乗って自転車の配送をしていた。長期間、配達業務に従事しており、ここで道を覚えてタクシーの運転手に転職したので、2か月の加入は考えられない。

申立期間⑤及び⑥について、昭和 34 年 3 月から同年 12 月まで、D社

に勤務していた。その前に勤務していたタクシー会社の同僚と一緒に転職した。偶然にもこの会社に従兄弟がいた。前のタクシー会社を辞めてすぐに転職したはずなので、加入月数が2か月しかないことに納得がいかない。

全申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人はその期間内である昭和27年10月1日から28年10月1日までE社における厚生年金保険被保険者記録が存在するため、同事業所の前後の期間である26年8月20日から27年10月1日までの期間及び28年10月1日から29年3月までの期間について調査を行ったところ、申立人が勤務していたと申し立てているA社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、類似名称であるF社が昭和27年11月20日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立人が同僚として挙げている者と同姓の者は申立人の記憶は無いと証言していることから、同社における申立てに係る事実を確認できない。

仮に、申立事業所が当該事業所であったとしても、申立期間①のうち昭和27年11月20日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所となる前の在職であり、同日以降の期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと申し立てているB社は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②の後である昭和31年9月1日であることが確認できるところ、当該事業所の現会長からの「申立人の記憶は無く、当時の資料及び当時を知る者がいないため勤務実態は確認できないが、当時は個人経営で社会保険に加入していなかった」との証言が得られたことから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、申立人は同僚等の記憶が無く、証言等を得られないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人はC社における被保険者資格取得日より前である昭和31年（月不明）から勤務していたと申し立てているが、32年4月10日に同社において被保険者資格を取得している元従業員の「申立人は自分より後に入社した」との証言により、申立人が申立期間③において、勤務していたことを推認することができない。

また、申立期間④について、当該事業所に被保険者資格喪失後も昭和

32年8月まで継続して勤務していたと申し立てているが、ほかの元従業員からの「申立人の在職期間は、時期は不明であるが短期間であった」との証言を得られたものの、申立期間④についても、申立人の勤務期間を推認することはできない。

さらに、社会保険事務所に保有している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、社会保険事務所の事務処理誤りをうかがわせる状況も見当たらないことから、申立期間③及び④において申立人が厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、申立人はD社における被保険者資格取得日より前である昭和34年3月から資格喪失後の同年12月まで継続して勤務していたと申し立てているが、元従業員からの「この会社には試用期間があり、すぐには社会保険に加入させてもらえなかった。申立人は2、3か月の在職であったと思う」との証言は得られたものの、申立人が申立期間⑤及び⑥に在職していたことは、現在の事業主は当時の状況は不明としており、そのほかの従業員からも具体的な証言が得られないことから、申立人の勤務期間を推認することができない。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚も申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には社会保険事務所の事務誤りをうかがわせる状況は見当たらないことから、申立期間⑤及び⑥において申立人が厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

- 5 さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月まで

A社には中学校で紹介を受けて、定時制高校に通いながら勤めた。きちんとした会社なので年金に加入していたと思う。当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があること及び同僚等の名前を記憶していることから推認されるものの、同社は文書照会に対し「申立期間当時の人事記録等に申立人の名前は確認できない」と回答している上、同僚等で連絡が取れた者からも申立人に関する記憶があるという証言を得られないことから、その勤務期間については、特定することができない。

また、申立人と同期に当たる中学校卒業新入社員全員の厚生年金保険の資格取得日は昭和 38 年 8 月 1 日であることが、社会保険事務所の保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できることから、申立期間中は試用期間であったことがうかがえ、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の厚生年金保険の記録が欠落している事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年10月15日まで
年金受給手続の際、社会保険事務所から、A社の加入記録は、脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。その時、「もらった覚えが無い」と言ったが相手にされなかった。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を最終事業所として被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる連絡の取れた3名の者からは、一様に「会社が脱退手当金の請求手続を行い、受領した」旨の証言を得られたことから、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳には、当時の申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、脱退手当金を計算したことが記録されており、その事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという以外に脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。